平成２５年（フ）第４４７号
埼玉県八潮市緑町５丁目９番地10　フローラルＡＳＡＩ　Ｂ103
債務者　安部由美こと　小林　由美(旧姓鈴木)
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
埼玉県春日部市八丁目1014番地１　リベラルハイツＡ―101号
債務者　森　　亮和
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
新潟県長岡市雨池町133番地１
債務者　田中　芳和
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
新潟県長岡市雨池町133番地１
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
新潟県長岡市雨池町133番地１
債務者　田中　秀幸
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
新潟県長岡市大島本町３丁目４番地３　第７高橋ハウス203号室
債務者　捧　　武司
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
静岡県沼津市上香貫三貫地1185番地の１　ＮＩＣＥ・ＵＲＢＡＮ上香貫301号
債務者　露木ゆみ子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９８９号
大阪府柏原市大字高井田1204番地の351　青山台４－１
債務者　阪井　和彦
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０１２号
堺市南区高尾２丁402番地３　ダイヤモンドハイツ303号、前住所大阪府阪南市光陽台４丁目20番８号
債務者　下村　広子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６５号
広島市東区戸坂新町２丁目47番３―501号
債務者　坂本　春男
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
山口県萩市大字高佐上1623番地１、前住所山口県萩市大字吉部下4602番地１
債務者　岩武　幸宏
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第４２号
山口県萩市大字椿東5755番地１　鈴木アパート５号室、前住所山口県萩市大字江向83番地７
債務者　浅見　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第３２５号
高知市北中山31番地　シャトー龍105
債務者　谷井麻由美
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４２３号
福岡市東区箱崎４丁目23―12
債務者　佐藤　英朗
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３８号
福岡市博多区住吉５丁目１番15―608号、前住所福岡市東区美和台５丁目18番６号
債務者　山村　健治
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７８号
福岡市早良区曙１丁目９番12号
債務者　荒牧　敏江
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈235番地シティベール六番館Ａ103号
債務者　平野　龍一
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部